

## 平成28年第3回西会津町議会臨時会会議録

### 第1. 招 集

1. 招集日 平成28年5月17日
2. 場 所 西会津町役場

### 第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 平成28年5月17日
2. 閉 会 平成28年5月17日
3. 会 期 1日間

### 第3. 議員の応招・不応招

#### 1. 応招議員

1番	三 留 満	6番	猪 俣 常 三	11番	青 木 照 夫
2番	薄 幸 一	7番	伊 藤 一 男	12番	荒 海 清 隆
3番	秦 貞 継	8番	渡 部 憲	13番	清 野 佐 一
4番	小 柴 敬	9番	三 留 正 義	14番	武 藤 道 廣
5番	長谷川 義 雄	10番	多 賀 剛		

#### 2. 不応招議員

なし

平成28年第3回西会津町議会臨時会会議録

平成28年5月17日（火）

開 会 10時01分

出席議員

1番	三 留 満	6番	猪 俣 常 三	11番	青 木 照 夫
2番	薄 幸 一	7番	伊 藤 一 男	12番	荒 海 清 隆
3番	秦 貞 継	8番	渡 部 憲	13番	清 野 佐 一
4番	小 柴 敬	9番	三 留 正 義	14番	武 藤 道 廣
5番	長谷川 義 雄	10番	多 賀 剛		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊 藤 勝	農林振興課長	玉 木 周 司
副 町 長	伊 藤 要一郎	建設水道課長	成 田 信 幸
総 務 課 長	新 田 新 也	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
企画情報課長	大 竹 享	教 育 長	新井田 大
町民税務課長補佐	五十嵐 博 文	学校教育課長	会 田 秋 広
健康福祉課長	渡 部 英 樹	生涯学習課長	石 川 藤一郎
商工観光課長	伊 藤 善 文		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	渡 部 峰 明	議会事務局主査	物 永 毅
--------	---------	---------	-------

# 第3回議会臨時会議事日程（第1号）

平成28年5月17日

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 付議事件名報告

日程第4 提案理由の説明

日程第5 議案第1号 西会津町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第6 議案第2号 平成28年度西会津町一般会計補正予算（第2次）

日程第7 議案第3号 平成28年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算  
(第1次)

閉 会



○議長　ただいまから、平成 28 年第 3 回西会津町議会臨時会を開会します。  
(10時01分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長、渡部峰明君。

○事務局長　報告いたします。

本臨時会に、町長より別紙配布のとおり 3 件の議案が提出され、受理しました。

本臨時会に議案説明のため、町長、教育長に出席を求めました。

なお、地方自治法第 121 条の規定に係る説明委任者として、町長から副町長、各課長等及び会計管理者兼出納室長を、教育長からは学校教育課長、生涯学習課長をそれぞれ出席させる旨の通知があり、受理しました。

以上であります。

○議長　以上で諸報告を終わります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、2 番、薄幸一君、13 番、清野佐一君を指名します。

日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 5 月 17 日の 1 日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、会期は本日 5 月 17 日の 1 日間に決定しました。

日程第 3、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元に配布の議会臨時会会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第 4、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長　(町長提案理由の説明)

○議長　日程第 5、議案第 1 号、西会津町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長補佐、五十嵐博文君。

○町民税務課長補佐　議案第 1 号、西会津町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、3 月議会で副町長より専決処分の承認につきお願いを申し上げました、いわゆる国の日切れ法案に関するものであります。

町長が提案理由でご説明申し上げましたように、地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日に公布され、その一部が4月1日より施行されることとなりました。これにより議会を招集する時間的な余裕がありませんでしたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、公布日と同じ3月31日付けで専決処分により調製いたしましたので、議会の承認をお願いするものであります。

それでは、改正内容についてご説明申し上げますが、合わせて条例改正案新旧対照表をご覧くださいと思います。

第1条は、西会津町税条例の一部改正であります。

第57条は、固定資産税の非課税の規程の適用を受けようとする者がすべき申告、第60条は、固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告についての規定であり、新たに独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所について対象に追加するものであります。

附則第10条の2は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の規定であり、地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例につき、新たに一つとして、津波対策の用に供する償却資産、二つとして太陽光発電、三つとして風力発電、四つとして水力発電、五つとして地熱発電、六つとしてバイオマス発電の設備について政令、省令で定められたものを追加するものであります。

附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定であり、第8項はいわゆる高断熱・高气密住宅に関するものであり、第5号に国及び地方公共団体からの補助金等を追加するものであります。

第2条は、平成27年12月議会でご議決いただきました西会津町税条例等の一部を改正する条例の一部改正であります。

これらはいずれも地方税法施行規則の改正による規定の整備によるものであります。

附則といたしまして、第1条は施行期日であり、この条例は平成28年4月1日から施行するものであります。第2条の一部につきましては、平成29年1月1日からの施行となります。

また、附則第2条では、固定資産税に関する経過措置を規定しております。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議のうえ、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長　これから、質疑を行います。

10番、多賀剛君。

○多賀剛　今回の条例改正は、上位法令が変わって改正せざるを得ないということで理解しておりますけれども、どうしてもこの法律用語、条例の用語というのは難しい文言が並びますので、わからないところを教えてくださいたいのですが、歳入において、この改正によってどれだけ影響があるのか、まったくないのか、そのあたりを試算していたら教えてくださいたいのと、この条例改正において、町民生活にとってどんな変化があるのか。いま、ご説明のなかで太陽光発電云々の話もありましたけれども、そんなところはどのような変化があるのか教えてくださいたいと思います。

○議長　町民税務課長補佐、五十嵐博文君。

○町民税務課長補佐 10 番、多賀議員のご質問にお答えいたします。

まず、歳入への影響ということでございます。今回の改正、57 条、60 条で、独立行政法人労働者健康安全機構の医療関係者の養成所ということで追加されました。これは、本町にはございませんし、影響はございません。

附則の部分でございますけれども、わがまち特例、これにつきましては、償却資産の部分でございます。固定資産税のなかであります償却資産。これにつきましては、企業等で、ある資産で、津波対策とかいろいろございましたけれども、太陽光発電、風力発電、水力発電。これも本町にはございません。いまのところ申告もありませんし、これも影響はございません。

三つ目の新築住宅等に係る固定資産税の減額ということでございますけれども、ご存じのように新築住宅を建てますと、3 年間の減額というのがございます。

それとは別に、この部分につきましてはリフォーム、改修工事に係る部分でございます。例えば、既存の住宅を改築して高断熱、高气密の優良住宅にした場合に減免が受けられるということでございますけれども、本町でもいまのところこういった事例はございません。

ですので、今回の改正によりまして歳入の影響、また町民生活の影響という部分については、いまのところございません。

このような状況でございます。

○議長 ほかに。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり。)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 1 号、西会津町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 号、西会津町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに決しました。

日程第 6、議案第 2 号、平成 28 年度西会津町一般会計補正予算（第 2 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第 2 号、平成 28 年度西会津町一般会計補正予算（第 2 次）の調製についてご説明を申し上げます。

今次補正は、今年度に整備を予定しております、認定こども園整備事業において、実施設計が確定したことや、設計単価が上昇したことに伴う工事請負費の増額補正を行う

ほか、下野尻自治区が整備を予定しております防犯灯のLED化事業が、一般社団法人自治総合センターの補助事業に採択されたことによる、補助金の新規計上であります。それでは予算書をご覧ください。

平成28年度西会津町の一般会計補正予算（第2次）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,790万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億5,886万1千円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正

第2条、地方債の補正は第2表地方債補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明いたします。

5ページをご覧ください。

まず、歳入であります。19款諸収入、5項4目雑入1,100万円の増は、下野尻自治区の防犯灯LED化事業に係る、一般社団法人自治総合センターのコミュニティー助成事業補助金の新規計上であります。

20款町債、1項2目過疎対策事業債5,680万円の増は、認定こども園整備事業の事業費の増額によるものであります。

6ページをご覧ください。

歳出であります。

2款総務費1項8目自治振興費110万円の増は、歳入でご説明しました下野尻自治区の防犯灯LED化事業に係るコミュニティー育成事業補助金の新規計上であります。

3款民生費2項2目児童措置費5,800万円の増は、認定こども園施設新築工事に係る工事請負費が増額になったことによるものであります。

次に3ページをご覧ください。

第2表地方債補正、変更であります。

過疎対策事業費におきまして、認定こども園整備事業の工事費が増額となったことにより、限度額を6億310万円から、6億5,990万円に変更するのであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

大変失礼しました。訂正をお願いいたします。

歳入の部分で、19款諸収入、5項4目雑入の部分で、補正額110万円のところを、1,100万と誤って説明をしてしまいました。お詫びして訂正させていただきたいと思っております。

○議長　これから、質疑を行います。

10番、多賀剛君。

○多賀剛　何点かお尋ねします。まず、コミュニティー育成事業補助金で、下野尻地区の街路灯を整備したということですが、下野尻地区のどこに、何基整備されたのか具体的にお示しいただきたいということと、あわせて、先日の新聞報道で東北電力から

防犯灯だか街路灯だか何基か寄付を受けられたということではありますが、その設置計画、設置場所等は検討されているのか、それもあわせてお尋ねします。

それと、昨日も全員協議会のなかで、認定こども園整備に係る説明を受けましたけれども、昨日は分かったつもりで帰ったわけなんですけど、再度見直してみると何点か私もお尋ねしたいことがありましたので、お尋ねいたします。

一つとしまして、12月まで、基本設計、概算で予算請求をしてきたということではありますが、実施設計を作るうえで、保育士さん等と何回か打ち合わせをして実施設計を作ってきたというご説明がありましたが、昨日、何番議員かもありましたけれども、12月からどのようなメンバーで、どれだけの数、この打ち合わせ等をやったのか。要はその、単価の上がったというのは理解できますけれども、床暖房というのは、いわゆる雪国西会津では、冬期間暖房施設設備に関しては基本的なことだという思いがありましたので、どういう経緯で床暖房にしたほうがいいとなったのか、それをとりあえずお示してください。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 10番、多賀議員のコミュニティ助成事業について、下野尻地区のどこに設置されるのかというようなことと、基数のおたかしでありますけれども、これにつきましては下野尻全域ということで、現在あります防犯灯、36基あるわけですけれども、これをLED化にするということの助成でございます。そういうことで、下野尻地区全域を対象としています。

○議長 町民税務課長補佐、五十嵐博文君。

○町民税務課長補佐 お答えいたします。

東北電力からの寄付ということでございました。東北電力からの寄付につきましては、LEDの街路灯、防犯灯の新設にということでの寄付をいただいているところでございます。

○議長 町民税務課長補佐、五十嵐博文君。

○町民税務課長補佐 失礼いたしました。答弁漏れがございました。

新たな設置ということでございますけれども、それにつきましては、通学路を中心に要望がありました箇所について、新設で設置をするということでございます。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 認定こども園の内容についてのご質問にお答えをいたします。

まず、12月に、新年度予算の計上のために、その時点での設計等の説明を受けて予算計上させていただきました。

その後、2月に中間報告ということで、実施設計、3月末が工期でありますので、2月はじめに報告ということで受けまして、その際、保育士さんについては各保育所の代表ということで、10名程度の保育士さんおいでいただいて、説明を受けました。

そのなかで、いろいろ意見がでましたので、その後、変更になった部分が何点かあったということでございます。

それから床暖房でありますけど、暖房につきましてはまず、基本的には部屋の暖房については当初から考えておりましたが、床暖房については当初は計画に入れておりません

でした。

この考え方でありますが、やはり当初西会津は寒いという部分もありますし、そういうことを勘案しまして保育士さんの方からやはり床暖房は必要だという意見も出てまいりましたので、温風を床下に通すというような工法ができるというようなことがありましたので、一回出した温風を吸引して床下に回すという工程をひとつ加えたことと、あと、光のアーケード、廊下の部分であります。廊下の部分については温水を通す床暖房を設置することにしたということでもあります。

それについては、廊下でも自由に遊べるようなというようなことでの追加になったということでございます。そこで本を読んだりとか、そういった多目的に利用できるような空間を設けるというような考え方で床暖房を追加したということでございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 街路灯に関しましてはわかりました。通学路等を中心に申請があればこれから新設をしていくということで理解しました。

認定こども園の床暖房なんですが、回数をお答えいただけていませんよね。12月からの。メンバーはわかりました。保育士さん10人ほどと役場職員とで。保護者等はまざらなかったのか。あと、回数何回ほどやってこのふうにしたほうがいいのかとなったんだか、それをお尋ね訊ね3回だからまとめていいですけども。要は、いわゆる基本設計をつくるうえで、ワークショップ等を重ねて基本設計をつくってきたということでもありますから、いわゆるその冬場、雪国西会津の暖房設備なんていうのは一番大切な部分で、基本設計を作るうえでワークショップのなかでもおそらく話し合われて床暖房の前の暖房がいいというふうに私はなったのかなと、詳細は知りませんが、そういうワークショップを重ねて決めた暖房施設を、回数聞いておりませんが、保護者もまざらない、保育士と役場の職員だけで床暖房にしたほうがいいのかと、そんな簡単に決めちゃってもいいのかという漠然と疑問を感じたんです。保護者のなかにはね、昨日の説明のなかで設計された方は弱暖房、弱冷房の自然派を唱えていたということでありましたけれども、実際、冬場だってあんまり厚着をさせないで薄着でね、こどもは風の子なんだから、動いて体を温める、そういうことをされているなんていう人も実際にいると思うんです。全部、廊下も室内も床暖房にしちゃったら逃げ場がないです。暑がりの子。そういう検討もされるには、最初に保護者の意見とか、いわゆる保護者とかなんかから床暖房がいいとなれば私は理解できるんです。どうしても保育士さんというのはこどものことを考えて言われるんでしょうけれども、大人目線の考え方が強いような気がしてならなかったもので、まずその10名程度の保育士さんとどれほどの回数を重ねて、いわゆる基本設計、ワークショップでつくったものを変えてしまったのか、それも合わせて教えてください。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをします。

保育士さんとの打ち合わせの回数であります。2月に説明案を各保育所に持ち帰っていただいて、全体の保育士さんたちと協議をしていただいて、その意見を10人程度の皆さんに集まっていただいて聞いたということになります。ですので、回数的には2

回ほど実施しております。そのなかで、先ほど言いましたように、正式な湯暖房を付けたのは廊下だけです。各部屋については正式な床暖房ではありません。床と上の空気が循環させるようなかたちでやっていますので、そんなに暑いとかいうことでは、床暖房とはちょっと違うやり方になっております。ワークショップにつきましても基本設計をつくる段階でワークショップ4回ほど実施しまして、施設整備等審議会のみなさんですとか、こども子育て委員のみなさん、保護者の代表の皆さんに入っていて意見をいただいたわけですが、そのなかでは昨日も説明しましたが、辺見設計さんの基本的な考え方としては議員も言ったように、弱暖房、弱冷房で自然との調和した施設をつくるというような意見があったために、そのなかでは、そういう方向で考えましょうということではあったわけですが、その後、最終的な段階にきて、先ほど言いましたように、廊下の部分だけについては、こどもが冬場も広々としたところで遊べるようにというようなことの配慮も含めて変更したということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 昨日、私帰って、昨日の全協の内容を、説明を受けたことを見直したのと、今話を聞いても、やっぱり、なんかすっきりしないんです。

ワークショップでは、基本設計づくりをするうえでは保護者がまざって4回もやって基本設計をつくって、冬場の暖房設備というのは、先ほどの繰り返しになりますけども、こどもたちの施設としては大切な部分、おそらく保護者のみなさんは相当気をつかって協議したと思うのですよね。それを2回の保育士さん10人程度の集まりのなかで床暖房に変わってしまった。それがいいとなればいいんですけども、それが漠然とわからない。保護者がまざっていないのですよね。実施設計つくるうえではね。

あと、あまり細かいことはいたくありませんけれども、いわゆる人件費の高騰等の補正は私理解できるんですが、金額が3,300万円も補正なんですよね。実際まだ工事にも入っていないのに。それがなんともこの当初予算であげた後にいきなりこれだけ上がるというのは、いといろご説明いただきましたけれども、なぜ当初予算に反映させることができなかつたのか。それも私疑問に思っているんです。補正というのはあくまでも工事をやっていてどうしてもやむを得ない事情があつて、予算が足りないというようなことがあつてやるような私は考えを持っていたんですが、3,300万円もの金額になると。昨日の説明のなかで、もうひとつ話は変わりますけれども、照明をLED化するのにも補正を使われておりますけれども、なんでその予算を請求するで、今からの時代、LEDってならなかつたのかなというのが不思議なんです。その点、もう少し私が理解しづらいのかのしれないですが、説明してください。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 まず、人件費、27年度から28年度への単価の変更によって、議員は3,300万円と言いましたが、これでは2,300万円、追加工事の部分で3,300万円、昨日申し上げましたように、ボイラー室を別室に設置をした部分と、それから、舞台、電話交換機を追加したということ、それから照明をLEDに変更したこと、それからエアコンの増設と冷暖房の追加をしたこと、それから床暖房とエアコンを追加したことによって、高

圧受電施設の容量が増加したというようなことによって、全体が3,330万円の増加になったというところでございます。

それからLEDの考え方ではありますが、本当にいまの時代LEDにすべて最初からという部分でありましたが、当初の考え方は、メンテナンス上、点検しやすいところとか、変更ができる、低い場所については、蛍光灯で計画をしておりまして、高いところについてはLEDというようなことで設計をしておりましたが、当然、議員おっしゃるとおりLED化というような部分でありますので、すべてをLEDに変更をしたというところでございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 副町長に最後お尋ねしたいんですが、昨日の説明のなかでも、いま決めていかないと来年四月の開園に向けてもう大変きつい日程だと、それで、子どもたちの安心安全、言われればわれわれ了承するしかないんですよ、もう少し余裕を持ってこういうことは言ってもらいたいし、全員協議会だって協議して何らかの変更ができるのならいいんですけども、実際、今日提案されるやつの事後承諾みたいなのを前段でやっているというような認識なんです。それやっぱり事前にこういう大切なことはもう少し余裕を持ってやっていただきたいのと、全員協議会をやって、いい案が出れば手を加えられるようなことも考えていただきたい、副町長どうですか。

○議長 副町長、伊藤要一郎君。

○副町長 10番、多賀議員のご質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃることはもっともなお話だなというふうに感じております。

いまほど変更内容については担当課長からいろいろと申し上げたとおりでございますけれども、繰り返してお話させていただきますと、12月の当初予算の編成の段階では先ほど来申し上げておりますように、あの段階では正式な実施設計が出来上がっていないということで、12月の段階から3月の工期末までですね、より安全安心、子どもたちのためによりよい施設にしていきたいという思いを込めて検討を進めてきたということでございます。その結果、いろいろ変更する部分が出てきたということでございます。

議員がおただしのとおり、最初からですね、こういったところを気付いて、例えばLED化にしても最初からそういうものを組み入れていけばいいんじゃないかとおっしゃるのはごもっともなお話でございますけれども、なかなか設計を組んでいくなかで全体の事業費があって、6億5千万円くらいですかね、なりますけれども、それが当初はやはり6億円以内で抑えたいという思いもあったわけでありまして。できるだけ全体の事業費があって、厚生労働省の補助事業がない、そのなかで如何にある程度必要な事業費のなかで必要最小限でも立派なものをつくっていきたいという思いで検討をしてきたわけでありまして。今回の6億円いくらかの事業費のなかで、2億3千万円ほどは県の補助金、木質の財源をいただいておりますけれども、その残りの金額というのは過疎を入れる、あるいは過疎も全体の枠というのは決まっておりますので、全部を充当しきれないというところがあって、当初予算のなかでは2億2,600万円ほど財政調整基金から繰り入れしてですね、一般財源を充当したと、もうぎりぎりのところで当初予算を編成してきたというところもございまして、当初予算のなかで十分なだけの事業費を計上で

できれば今こうして補正をお願いするというのもなかったわけでありましてけれども、当時の予算編成の状況、それから、その後の実施設計を精査していくなかでしっかりとしたものをつくっていきたいというところで今回補正をお願いせざるを得ないということでございますので、なかなか議員の皆様方には、ご理解、厳しい部分があるかと思っておりますけれども、議員もおっしゃったように来年の4月開園ということ、もう目の前に迫っておりますので、そういったところで今回この補正をご議決いただきまして、すぐにでも工事に入りたいというふうに考えておりますので、なにとぞご理解を賜りますようお願いを申しあげたいと思います。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 私も1点、2点質問をさせていただきます。

ただいま町長からの提案理由の説明のなかで、この認定こども園施設整備事業、実施計画が完了したというお話でございました。私、3月の当初予算で示されたのが、実施計画が完了かなという感覚でございましたので、今回こういう補正だなんだと出てくることは追加であり、また変更かなというような認識でおりますが、その辺の認識の具合をお伺いをしたいと思います。

それからですね、この設計は辺見美津男設計室とというところで設計をされております。この設計業務の委託にあたっては、昨年1月8日に募集を始め、そして2月の18日に第1次審査会、3月3日にヒアリングおよび第2次審査会とやっております。そういうなかで、当初6者の応募者数のなかから3者に絞り込まれ、そのあと最終的には、いまの辺見設計室がやることになったということではありますが、その他の2者の方々においても、いまのような床暖とか何かのいろいろなことの提案というか紹介はなかったのかどうなのか。ただ、同じような条件のなかでこの辺見さんが選ばれて、さらに今のいろいろな、役場と保育士さんとのなかでいろいろな改善をして欲しいという流れのなかでこのような経緯に至ったのかということの説明をお願いしたいと思います。

あと、それにあわせて補正の要因としては舞台幕とか電話交換機の追加と、これもそういうなかの要望から上がってきたのかなと思いますが、それらの経緯についてご説明をお願いしたいと思います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。

まず、当初予算の考え方でございますが、当初予算の編成につきましては、町としましては12月末ということで総務課のほうに提出することになっておりまして、その時点でのものを当初予算として計上させていただいております。それで実施設計の工期につきましては、3月末までが実施設計の工期になっております。ですので、12月の段階ではまだ工期もありましたし、当然完成していなかったということがありまして、その時点での金額ということで、内容を積み上げたのもで提案しているということでございます。その後、こどもたちの安全安心のことも考慮しながら環境づくりをしていった結果、その後の変更が出てきて、最終的な実施設計は3月末に設計屋さんのほうから報告があったということでありまして、そのほかに人件費等の高騰ですとか、そういったものがあって今回補正予算の計上をさせていただいたということでございます。それから、

プロポーザルに関してのご質問であります。プロポーザルにつきましてはそういう今回のような細かい内容のことまで審査をするものではございません。認定こども園に対する考え方ですとか、敷地の利用、建物の配置、それから各部のゾーニングなど、提案者がどういった考えを持って、どういった姿勢でこの認定こども園をつくるのか、そういった設計内容そのものよりも、設計者の能力ですとか資質ですとか、そういったものを審査するというような内容になっております。ですので具体的な提案というもののことでは、審査で決定するということではございません。辺見設計事務所につきましては、地域の子どもは地域で育てるというコンセプトのもと、地域土間ですとか、独自性のある内容があったことなんかを踏まえて、委員のみなさんの投票による結果、選定されたということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

それから、舞台幕と電話交換機の追加ということではありますが、当初は備品購入ということで考えておりましたが、工事と一体化でやったほうが良いというようなことで今回本工事のなかに追加計上させていただいたとでございます。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 あの、設計においては細部までには至っていないというようなことであります。いろいろ話の中で、いろいろな、例えば保育園を手がけてこられた方なのかなというようなことであれば、いろんなその参考的なアドバイスですとか、そういうこともなかったということですか。このような自分が手がけたなかで、こういういい保育園があるとか何かお手本になるようなことが、紹介もなかったのかなと、そういう床暖の話になりますけれども、この近辺でもやっぱり床暖は結構入っているわけですね、それで入って当然かなという感じも私は感じて先般猪苗代の保育園ですか、なんかも見てはきましたけれども、やはり、ここに合った最善のものを最初からつくるんだという姿勢で、後から追加追加というのはどうも取組の姿勢からするといまいちなかなというような感じを持つわけですが、その辺はいかがですか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。

まず設計屋さんからの提案という部分では、辺見美津男設計室につきましては県内県外も含めまして数多くの保育所、保育園の設計をしているところでございます。ですので、そういった事例なんかも含めていろいろな提案をいただいて設計をさせていただいたところでございます。あと、いろいろなところでやってきたものを、じゃあ西会津ではどういったものかというふうなことでの実施設設計の基本的なことの考え方でやってもらっているところであります。それで床暖房につきましては、先ほども申しましたが、辺見美津男設計室の基本的な考えとして、自然と調和したというような部分で、あまり過度な暖房、冷房はしたくないという考えが基本にございました。そういったものがありました。やはり暖房については必要だというようなことで、今回特に追加になりましたのは、廊下、光のアーケードの部分の廊下の床暖房は本当に完全な床暖房として追加になったわけではありますが、これについてはやっぱり廊下の有効的な活用というようなことも考えまして、冬でも子どもたちが床に座って本を読んだりというようなこともできるという部分を付け加えたいということもありまして今回追加をさせてい

ただいたというところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 昨日、これからできる場所を見てきたんですけど、やはり踏切と鉄道がすぐ側をとおるんですけど、これに対する安全対策と申しますかね、そういうのはこの8億1千万円のなかには入っておるのでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 こどもの安全安心な対策ということでございますが、当然、踏切のあるのはわかっての設計でございますので、そこには当然フェンスを設けたりとか、あと、そこには行かないような工夫をこれからの外構工事のなかでしっかりとしていきたいというふうに考えております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 一つだけお聞きしたいことがあるんですが、町長の提案理由の説明のなかで、実施設計が完了したことに伴い追加で必要となった工事費を計上した、それはわかりました。ということは今の説明で3月中に全部すべてを把握していたというふうに思います。それで昨日の全員協議会と今日の本会議、なぜあまりにも時間があり過ぎるような感じがします。せめて4月中に臨時議会なり全員協議会で説明が欲しかったと思います。というのは次の日程を見ますと、あくまでも予定でしょうが、5月18日ということは明日ですよ、明日もうすでに入札公告の予定が入っています。これでは議員、わたしも考える余地はまったくありません。今後もこういうことが続くのでしょうか。それだけお聞きしたいです。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。

提案がなぜ今になったのかという部分でございますが、今回の改正のなかに単価の改正の部分もございます。単価の改正につきましては4月と5月1日にも県のほうでの単価の改正等がございまして、それらも踏まえての提案になりました。そういったこともありまして今回の提案になってしまったということでございます。そういうことで遅くなってしまったということでもあります。大変、本当にその辺につきましては議員のみなさんのご意見をいただく時間が、余裕がなかったということに関しては大変申し訳ないということで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 あの、議員のみなさんも基本的には県の単価の改訂については了承している訳です。私がお聞きしたいのは、このできた時点で県単価が変わる場合はご了承下さいということをお聞きしたいんです。それだけです。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 大変申し訳ありませんでしたが、今回の単価の改正も含めて補正予算等については一回で行いたいということがありまして、今回の時期になってしまったということでありまして、本当に大変申し訳ありませんが、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 再度お聞きします。

各自議員はいろいろな職業を持っていろいろな考えがあって、町民の意見を聞くことができます。今後もうこういったふうにならなないと、一回で決めようとするのはわかりますが、単価が改訂になるのはわかります、やむを得ないです。だから、今後もうこういうふうが続くのですかというのを確認して終わります。お願いします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 あの、基本的な考え方についてですね、皆さんにお配りをいたしました全体像、そして、どういう考えのもとにこの認定こども園を開所していくかという、そういう基本的な考え方のもとにですね、これまでも議員のみなさんからのいろんなご意見等をいただけてきました。そして、その場を設けてきていたはずだと私は思います。今回特に5千何百万円の補正予算のなかでの41パーセントが単価、いわゆる県から示される単価の改訂でどうしようもないと、これはもう止むを得ずやっぱり上積みをしていかざるをえない。それは先ほど副町長から申し上げましたように、もしこれがですね12月の段階でこれをそっくり出した場合、入札に回ったときにですね、こういう事業費の内訳のなかで本当、なかなか業者そのものが入札に参加できないというようなことも出てくるわけです。ですから、その点についてはしっかりと、この単価の見直しというものについては行ってまいりました。そこで今回、時間的に余裕があるとかないとかいう問題ではなくて、いわゆる今回改訂する部分についてお願いをしたのは、いわゆる床暖房の件、一番これは大きいわけですよ。その基本的な考え方は先ほど言いましたように、過度ないわゆる暖房設備というよりも、自然エネルギーとかそういったものにいわゆる対応できるようようなことで十分対応できるかという、そういう考えのもとに設計が組まれてきたと、しかし、中学校のいろいろなああい問題もありました。いわゆる冷房なんというのは最初から考えていなかったのです。学校にすべての教室に冷房をつけるというのは当初はなかったのです。しかし、やはりこの間の異常気象、こういったような状況から判断をしたときに、やっぱりこの冷房というものについてなければ勉強できない、いまそういう時代になってしまったと、こういうことでああいうお願いをされてきたわけですから、今回そういったことをやはりしっかりと肝に銘じながら今後こういったことについては当初では考えていなかったけれども、この今後のこどもたちの、いわゆるこの遊び場、廊下全体を遊び場にするという考えのもとにこういったところまで今回はぜひ暖房にして、よりよい環境のなかで、これを運営していきたいということであるわけです。ですから、これはですね工事を終わってしまった後に追加をしているわけでも何でもなくて、実施設計のなかでやはりやるべきものはちゃんとやっていこうじゃないかという考えのもとに議会のみなさんに提案をしているわけでありますから、このところはやはり理解をしていただいて、もっと早めにか、あるいはこれ以上なものの提案をなぜ受けられなかったのかというんじゃなくて、それであったならば事前にそんないろいろなかたちを町のほうに上げる、そういう会議もあるはずであったんじゃないかと、常任委員会もそういう話もしてもいいわけですから、そういうことを踏まえながらですね、今回、町が提案している内容について、やっぱり前向きにひとつ検討を願いたいな

と、こんなふうに思っているところであります。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 何点か確認をさせていただきたいと思います。

まず、町長の提案理由のなかに、この予算でやっていったときに、まず、今後の補正が出てくるのかどうかというのが一点尋ねておきたいと思います。それから、8億1,700万円ほどということですが、2億3千万円という補助金等を引いた場合の町の負担がどのくらいになるのかということをお尋ねしておきたいと思います。それから、今回、補正額5,680万円ということですが、外構工事が4,900万円ほどあるんですけど、これは補正のなかに入っているのか入っていないのか、そのところをお尋ねし、どうしても5月の18日に、県の補助事業の実施計画書承認申請の提出と予定が入っているわけですが、今回、これが決まらなるとすればどのように考えていくのか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 6番議員のご質問にお答えいたします。

まず、今後の補正という部分であります。今回、補正を計上させていただきましたこれからご議決いただければ、入札等に入っていくわけですが、基本的には今回の補正に出した金額で工事については実施していきたいということで考えております。ただ、今後なにか工事をしていくなかで状況の変化等が生じることがあった場合については補正もお願いする時があるかもしれませんが、基本的にはいまの補正額、予算額で工事については執行していきたいというふうに考えております。それから、外構工事の4,998万2千円につきましては当初予算で計上されておりますので、今回の補正には入っておりません。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 認定こども園整備にかかる町の負担はということですが、先ほど副町長からもご説明申しあげましたとおり、当初予算におきまして認定こども園整備、先ほど工事とか材料とか委託とかいう話をしましたが、机、イス、こども用のですとか、送迎車とか備品購入、消耗品を入れますと当初予算の際にお配りしました予算説明ですと7億1,370万円ほど事業費あがっております。それに対して歳入、財源が県補助金2億3,000万円、それから過疎対策事業債が2億5,770万円、差し引きで、その差し引き分、一般財源を2億2,600万円ほど充当しまして認定こども園整備を行うという当初予算の際にはそのような予定でございまして、今回5,680万円を工事費で補正するわけですが、その財源は過疎債をそのぶん増額しまして当初2億5,770万円見込んでいたものを3億1,450万円で見込んでございます。といったことから町の負担、新たな負担につきましてはこの補正では出てこないということでございます。はい。

○議長 今回決まらないことで県への補助申請が遅れる場合どうなるのかという質問に答えていないのではないかと。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。

18日に補助申請というかたちで考えております。これにつきましては今回ぜひご議決をいただいて、日程どおりの申請をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 何点かお尋ねします。

最初細々としたところなのですが、昨日の全員協議会で床材は杉の無垢材を使い塗装するというようにお話を聞いていたんですが、あのあと帰って考えてみたんですが、床暖を使うということでしたよね。結局、杉、小学校もそうなんですが、つくったあとで歪みがでてきたりとかもしましたし、床暖を使うようになってくれば、益々そういうことが考えられるんじゃないのかなと個人的に思ったんですが、例えばですけど杉の無垢材も圧縮して硬くしてなるべく歪みがないような材木もありますよね、あぁいったものもあると思うのですが、そういった対応等は考えておらせるのかなというところが一点ですね。あと、病後児保育室、こちら辺は先生方たぶん病後、要は身体を壊したり一番神経をつかうところだと思うんですが、この辺のたとえば衛生面の管理、たとえば空気清浄機等とか、あぁいったものもすべて入っているとは思いますが、確認のためにお聞きしたいと思います。それと、先ほどの説明でワークショップを2回というふうにお聞きしたんですが、4回ですか、先生方とのワークショップも4回ですか、いつから、もう一回ちょっとすみませんが、再度聞くようになっちゃうかもしれませんが、もう一度教えてもらってよろしいでしょうか。

あと、エアコンの増設と聞いてますけれど、雪囲いとか小学校のように後でまた追加なんてことはないですよ。そこだけちょっとお聞きします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 3番議員にお答えをいたします。

まずはじめに、床材の、杉の無垢材を使うということですが、これを強度等の圧縮とか考えていないのかということですが、基本的には杉の無垢材を使うメリットというのは、足触りがよくて、木そのものが持つ断熱性ですとか蓄熱性によりまして、夏はさらっと、冬は暖かいというようなメリットがございます。見た目にも優しいというようなことがあります。反対に、やわらかく傷が付きやすいとか、汚れとかというようなデメリットもございますが、その杉のメリットを有効に利用して実施したいということで、その圧縮等は考えておりません。ただ、その代わり基礎ですとか、そういったものはしっかりして、歪みとか何かについては、なるべくないような工事をしていきたいというふう考えております。それから、病後児保育の衛生管理ということでございますが、これは当然、病後児保育ができるような衛生管理、当然、県の審査等もございますので、そういったものに通るような設計になっているというところでございます。それから、保育士さん等とのワークショップであります。ワークショップにつきましては基本設計をつくる段階で4回ほど実施をしております。そこにはすべて保育士さんも入ってもらっておりますし、あと保育施設整備等審議会の委員のみなさん、あるいは各保育所・小学校の保護者の代表の方なんかも含めて4回実施しているところでありまして、その後実施設計の段階になっても保育士さんたちの意見を聞く場という

ことで、先ほど2回ほど設けたということでございます。それからエアコンにつきましては今回追加工事で設置しますので、その屋外機なんかについても考え方としてはきちっと対応できるような設計になっております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 再度の説明ありがとうございます。ずっと昨日から聞いていて思うんですが、単価等でアップしたというのは、ほかの議員のみなさんも話あったからわかるんですが、例えば暖房、照明、みなそうですけれども、誰が提案されたかちょっとよくわかりませんが、どうも聞いていて一番その現場でこどもを預かる先生方の意見を聞くところにちょっと問題がいまあるんじゃないのかなという気がするんです。ワークショップは4回やっていると言うんですが、やったと言われちゃうと私もその現場にいませんでしたので会議の内容等はわかりませんが、何回も何回も話をしてですね、煮詰める場というのを少しでも多く持ってもらえれば、現場の先生方も意見を上げやすくなりますし、長の方々も話をまとめやすくなると思いますので、今後はそういった対応を、こういう箱ものを、つくっちゃいますけれども、お願いしたいなと思います。以上です。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えします。保育士さんたちとのワークショップの考え方でありまして、ワークショップについては4回実施したと言いましたが、そのほかにですね、保育士さんたちとは備品がとういったものかいいのかとか、備品の高さはどのくらいがいいのかとか、そういった細かい内容、それから今現在やっている保育所での問題点とか、もっとこういったものがあつたほうがいいというアンケートをやったりとか、そういった細かい意見交換というか、そういったものも随時やって、今回の設計には反映させていただいたという、反映させて設計したということでありましてご理解いただきたいと思っております。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 はい。補正5,790万円、内容については先ほど来の説明で納得できたつもりです。ただ、先ほど10番議員の質疑を延々とみなさん話していて、なんとなくしっくり私もこないなと思ってずっと考えていたんですけど、課長の説明のなかで冒頭から設計の基本コンセプトがこうであったということの説明が延々と何回も続いて、そこがちょっとしっくりこないんだなと、議員各位たぶんそうだと思うんですが、そのなかに町側の考え方としてワークショップいろいろやったんだという段階のなかで、やはり床暖、そういうものも本来だともうちょっと早めに組み込んでいたのではないのかなと、可能性の話になってしまいますけれども、先ほど副町長ができるだけ金額を抑えていくんだという話、それは十分にわかるんですが、最終的にこういうふうにはやはり必要なものは授けたいという考え方になるのであれば、やはり、もう少し町の考え方として設計会社さんと折衝していくなかで、町の色、当然極寒地ですね冬になると、だからやはりこれで大丈夫なのか、そういった部分について事前にもうちょっと調整できなかったのか、もしくはそういった話し合いの場でそういう話は過去に出なかったのか、その部分だけお示しいただきたいと思っております。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 9 番議員のご質問にお答えします。

床暖房の考え方についてということでございますが、当然ワークショップなりやっている段階でもやはり委員のみなさんからもそういった話、暖房はどうするんだ、冷房はどうするんだというご意見は当然出ておりました。そのなかで設計業者さんにつきましては基本的な考え方、何回か申しましたが、そういった考え方で進めていきたいという話がありまして、そういうことでじゃあ進めましょうというようなことで進んできたということではあります。ただ今回追加をさせていただいたという部分でやはり、そういった時の意見も、今回廊下に床暖房を入れたということにつきましては保育環境を充実させて冬期間でも自由に遊べる空間をつくりたいというようなこともございまして、この返については充実のために追加をさせていただいたということですので、ご理解いただければと思います。

○議長 9 番、三留正義君。

○三留正義 はい。表現が非常に微妙ですけれども、町側の考え方も一応示して協議はしたんだというふうに解釈してよろしいわけですね。そのように解釈します。以上です。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり。)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 2 号、平成 28 年度西会津町一般会計補正予算（第 2 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 2 号、平成 28 年度西会津町一般会計補正予算（第 2 次）は、原案のとおり可決されました。

○議長 日程第 7、議案第 3 号、平成 28 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算（第 1 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 議案第 3 号、平成 28 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算（第 1 次）の調製についてご説明いたします。

今次の補正の主な内容であります。当初 1 区画の分譲を見込んでおりましたが、分譲の申込みが二件ありましたことから、歳入においては土地売払い収入を増額するとともに、歳出では分譲促進謝礼、修繕料および住宅団地購入費補助金などを追加計上するものであります。

なお、住宅団地分譲区画数はこれで全 69 区画中 57 区画が分譲されることとなり、未分譲区画は 12 区画となります。

それでは予算書をご覧ください。

平成 28 年度西会津町の住宅団地造成事業特別会計補正予算（第 1 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第 1 条 歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 476 万 9 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,100 万 1 千円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

補正の主な内容であります、事項別明細書でご説明いたします。

4 ページをご覧ください。

まず、歳入であります、2 款財産収入、2 項 1 目不動産売払収入 476 万 9 千円の増は、当初 1 区画分の分譲を見込んでおりましたが、2 区間分の分譲が見込めることとなったため、増額するものであります。

次に歳出であります、1 款事業費、1 項 1 目住宅団地分譲事業費 476 万 9 千円の追加は、土地売払収入の増額に伴い、分譲促進謝礼や印刷製本費、修繕料および住宅団地購入費補助金においてそれぞれ追加計上するものであります。

以上で説明を終了いたしますが、よろしくご審議をいただきまして原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

10 番、多賀剛君。

○多賀剛 あの、1 区画の分譲を目論んでいたところを 2 区画購入予定者が出たということで、大変これはいいことであります。

この購入予定者ですね、どのような方がお買いになる予定なのか、まずそれをお尋ねいたします。あともう一つは、例年と変わった販促策なんか取組んだことがあったのか、それをまずお尋ねいたします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 10 番、多賀議員の質問にお答えいたします。

まず、購入予定者ということでございますが、購入予定者それぞれ 45 歳以下の方々で、お一人の方は転入後 2 年未満の方、もう一人の方は西会津に在住の方の 2 名でございます。

それに伴いまして特別な販促策を実施したのかということでございますが、この申込みは 4 月にありまして、私どもとしましては 5 月に会津のハウジングプラザのほうで分譲説明会と実施いたしました、一番の要因といたしましては、やはり今のですね金融ゼロ金利政策が一番大きいのかなと考えております。現在ですね、住宅金融支援機構、いわゆる昔の国民金融公庫でございますが、その金利がフラット 35 で 1.08 パーセントという大変低い金利となっております。また、某金融機関ではですね、3 年固定で 0.75 パーセント、5 年で 0.85 パーセント、あと 10 年で 0.9 パーセントということで、大変低い金利となっておりますので、若い方でも新たに住宅を確保できる、本当に十分いいゼロ金利のかなという部分で、購入意欲が増したという部分で分析しております。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 販促策に関しましては他力の要因が多かったと。褒めたいところであったんですが、そういうことで理解しました。

それですね、今回住宅購入費の補助金が予算化されておりますので、いわゆる今の話を聞きますと、移住定住に関する推進策、促進策が功を奏しているのかなという思いがしておりますが、今までいわゆる移住定住に関わってこの住宅団地を購入された方も私、いろんなケースがあると思うのですが、そういうデータは取っておられますでしょうか。要は、どこかと競合したけれども、いわゆるうちの住宅団地に購入を決めた。そういうデータの集積こそがこれからの販促には大変活かすことが、大変重要であると思うのですが、そういうのは調査されてますでしょうかお尋ねします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えいたします。

定住促進事業補助金の創設からですね、そういうデータを取っているのかという部分でございますが、一応購入予定者が分譲を申込みされましたときにですね、口頭ではございますが、決め手はと聞きますとやはりそういうふうな補助金があるからこちらに建てたいという部分がございますし、結構やはり地元出身の方が新たな住宅地を求めているという部分もございまして、移住定住者が直接という部分はあまり件数はございませんが、そういう方が非常に多いという状況ではございます。ただし、やはり、震災後の避難者がこちらのほうに住宅を建てたという事例もございまして、その辺を含めれば定住促進策につきましては、ある一定の効果は上げているものと認識しております。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 昨日、我々、さゆりが丘で議会報告会をやってきました。その時ちょっと出ましたのが、やっぱり除雪対策をちゃんとやってもらいたい、これに対してはどうなっていますか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 8番、渡部憲議員のご質問の住宅団地内の除雪ということでよろしいでしょうか。除雪につきましては直営、町のオペレーター直営の部分で対応しているということで除雪には万全を期しているという部分ではございますが、なかにはやはり除雪が終わった後にですね、雪を出してしまう方も多くてですね、なかなか通行に不便を来すという部分はあるんですが、その辺を含めまして随時オペレーターの方は対応しているということでございますので、ご理解いただければと思います。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 除雪態勢には万全を期しておられるというご返事でございますが、実際は本当に、せっかくこっちに来て住んでもらうんだから、住んだ人が西会津は大したものだよ、冬だってちゃんときれいになって除雪はちゃんとしてくれるんだ、そういうことをやっぱりやってもらわないと、私はできるんだったたらあそこはやっぱり除雪じゃなくてスプリンクラー、スプリンクラーじゃないんですけれど雪を融かすと、水を流して、そのくらいのことをやっぱり考えてやってほしいと思いますよ。私、昔、郵便局で配達したことありますけど、オートバイでさえあそこ走れないんだから。だからそういうことはせっかく都会から来てすぐ移り住んでもらう、安い金でもないんだから。だからそういう

うところはちゃんと万全にしてもらいたい、苦情が出ないように。やっぱり都会の人だ  
って雪が一番嫌なんだよね、だからそういうところはちゃんとしてやってもらいたいと。  
そういうことです。

○商工観光課長 議長、商工観光課長。

○議長 建設水道課でなくて良いのか。どっちでやる。

○建設水道課長 議長、建設水道課長。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 道路の除雪については私の方からもう一回お答えしたいと思います。

住宅団地の中の道路は基本的に町道ということでございまして、町の直営のオペレー  
ターが直接、町の機械で除雪をしております。それで、あそこの場合、なかなか雪を押  
す場所があまりないという、やはり条件的に厳しいことから、昨年ちょっと東側にもう  
少し押せるように一部削りまして、少し改善はさせていただいたところでございます。

なお、歩道関係の融雪関係は商工観光課長の方からお答え申し上げたいと思います。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 議長、商工観光課長。

それでは、8番議員の融雪についてのご質問にお答えしたいと思います。

当初、住宅団地ですが、分譲当時から除雪体制は押す方向で考えておりまして、融雪  
装置という部分ではやはり消水パイプなりロードヒーティングという部分はございま  
すが、こちらの部分に対しては今のところ検討してなかったという部分でございま  
すので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり。)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第3号、平成28年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算(第1  
次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、平成28年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算  
(第1次)は、原案のとおり可決されました。

○議長 本臨時会に付議されました事件は、以上をもって審議を終了いたしました。

町長よりあいさつがあります。

町長、伊藤勝君。

○町長 議会臨時会閉会にあたり、一言あいさつを申し上げます。

本臨時会に提出いたしました議案、専決処分の承認はじめ一般会計補正予算など3件  
については、いずれも原案のとおりご議決をいただきまして、誠にありがとうございました。

特に会議の中で、認定こども園建設にあたっては、将来の子どもたちの育成と子育て環境において、議員各位から様々なご意見をいただきました。

今後、執行におきましては十分にその意を酌みまして、適正かつ効率的に運営してまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

季節は今、田植えの真っ最中ではありますが、日中は初夏を思わせる暑い日もこれから続きます。議員各位におかれましては健康に十分留意され、議会活動と町勢伸展のためになお一層のご活躍のほどをご期待申し上げまして、あいさついたします。

ありがとうございました。

○議長　これをもって、平成28年第3回西会津町議会臨時会を閉会いたします。

(11時33分)